

④差別投書・落書き・電話

東京都では、二〇〇八年五月一〇・一一日、葛飾区総合スポーツセンター関連施設のトイレ四か所に「部落 スタッフ 怖わーい！」などと書かれているのがみつきり、現場を確認、消去した同じ場所に、五月二八日、再度「部落うんこ屋」と卑劣な差別落書きがされているのが発見された。葛飾区内では〇一年から、自動販売機や電信柱、公園や町会の掲示板、トイレやゴミ集積所などで、同一犯と思われる差別落書きが一八件（二六か所）も発生している。

葛飾区内ではさらに、一一月一九日、葛飾清掃工場の作業員待機所個室トイレでも差別落書きが発見された。「葛飾のゴミ屋共は全員 “エタ非人以下のムシケラ。 ” 『クズがゴミ取ってどーする？ポケェ』（笑）」という、部落差別をむき出しにし、さらに清掃従事者への罵倒・誹謗を目的にした悪質な内容である。差別落書きは、一一月一九日午前九時、葛飾区清掃職員が発見。作業員待機所の男子個室トイレ扉の内側に油性黒マジックで一文字一〇センチほどの大きさをタテ書きで扉いっぱい書かれていた。作業員待機所は、一般区民が出入りすることはほとんどない。葛飾区内各所で〇一年から発生している差別落書きは同一犯と推測されてきたが、今回は清掃工場へ出入りしている者によるものと思われる。

また、葛飾清掃工場に続いて一二月四日、東京二三区清掃一部事務組合所管の足立清掃工場内で差別落書きが発見された。葛飾清掃工場のものと同様に、清掃工場の敷地内にある待機所の男子トイレに書かれており、内容や筆跡から同一人物の可能性が高いとみられている。内容は、清掃事業にたずさわるすべての人をムシケラと蔑視し、その人権を踏みにじり、名誉を毀損する職業差別そのものであり、部落への差別意識を煽り立て、その差別意識を利用した、見過ごせない悪質な差別事件である。足立清掃工場では葛飾清掃工場での差別落書き事件をふまえ、朝夕、待機所トイレの確認を行っていた。

長野県では、旧・本城村で「ゴミとチョリポはいらない、この地区からすぐに出て行け」などと書かれた差別文書がAさんの工場事務所に投げ込まれるなどした事件の懇談会が、二〇〇八年五月一六日に開かれた。

二〇〇五年八月一日、本城村在住のAさんから、友人の部落解放推進の会（以下、推進の会）中南信地区協議会書記長へ「事務所に差別文書が投げ込まれた」と電話があった。書記長は「直ちに役場への報告」を指導し、推進の会県本部に連絡。翌二日、推進の会県本部書記長と中南信地区協議会書記長がAさん夫妻から事情を聞いた。Aさんが「七月二〇日の朝、工場（すでに閉鎖されている）の事務所を開け、机の上にあった書類を見ると、表書きが個人名で書かれた封筒があり、開けてみると差別文書が入っていた」。それまでのたび重なるいやがらせに困り果て、どうすればと思案していたが、「七月二九日に盆が近いので墓の掃除にいくと、墓石の前の木（直径一五センチくらい）に、黒マジックで「ごみ」と大きく書かれた段ボール紙（タテ約二五センチ、ヨコ約四〇センチ）がひもで縛られていた」。Aさんはたび重なる悪質ないやがらせにがまんができず、相談したと切々と訴えた。また、Aさんは、「結婚して七年になるが、とくにここ二年ほどは日常、村の人たちから冷たい扱いを受けてきた。がまんしてきたがもう限界。

近所付き合いもできないでいる妻は泣きながら『もうここにはいられない。逃げたい。首をつって死にたい』と何度も私に迫った。そのたびに『もう少しがまんしよう』ととどめてきたが、妻は『死ねないんなら離婚をし、生まれたところに明日にでも帰る』と言い、離婚届を持っている」とも話した。推進の会県本部は、同年九月六日に本城村長と同村教育委員会宛に真相究明の要望書を出し、九月二八日には、村の関係者同席のもと確認会を行った。

滋賀県では、二〇〇七年七月二五日午後九時二五分ごろ、バス会社のM営業所に駐車していた路線バスの後部広告（白地・縦五〇センチ横一三一センチ）に「エタバス」と縦四一センチ、横八五センチ幅の大きさを差別落書きされているのが発見された。事実確認や調査を行ったが、差別落書きの実行行為者を特定することはできなかった。しかし、この路線バスは、常時、M営業所の車庫の一番奥に駐車しており、事務所には昼夜誰かが待機し、夜中は宿直者がいることなどから、外部の者による犯行とは考えにくい。また、この路線バスの運転手は地元の部落解放同盟びわこ南部地協の役員であり、この路線バスの運転手が部落出身で、部落解放同盟役員であることなどを知ったうえでの差別落書きである可能性が高いとも考えられる。

大阪府では、大阪市港区の八幡屋公園周辺で二〇〇八年五月七日大量の差別落書きが発見された。同公園は大阪プールや大阪市立体育館があり、広大な敷地内の街灯や看板、階段の手すり、近隣の地下鉄・朝潮橋駅などに、「エッタ」「四ツ」などの賤称語が二か所にわたって殴り書きされていた。翌日も、公園内や周辺自動販売機、港区夕凧の三津神社の三か所で発見された。七日午前一一時頃市民から区役所に通報があり、関係者が公園内を見て回ったところ、大量の差別落書きが確認された。差別落書きは「エタ」「エッタ」「四ツ」などの他、公園事務局の電話番号の「3」を「4」に書き換えたものなどもあった。通報した市民によると落書きは同日午前八時前に発見。連休谷間の五月二日に公園を歩いた時にはなかったという。同公園では〇七年一月にも民族差別落書きが発見されている。

浪速・西成・阿倍野・天王寺の四区では、二〇〇六年九月から〇八年にかけて浪速区八七件・西成区一〇六件・天王寺区四件・阿倍野区一件、のべ一九八件の連続差別落書きが起こっていたが、〇八年一月一八日リバティおおさかで犯人が現行犯逮捕された。犯人は、マスコミによる「同和バッシング」を見て落書きをしたと述べているという。現状では差別そのものを罰する法律はないため、落書きが行われた各施設からは「器物破損」で被害届が出されていた。八幡屋公園の落書きでも同様の措置が求められる。

高知県では、「〇〇〇のAは〇〇のよつ」など、高知市内で二〇〇八年四月から五月にかけてAさん（五八歳・女性）に対し、同一人物による大量差別落書き事件が起きた。ひと月に計四六件の落書きが、市内のNTT電話柱、バス停の長いす、電力柱、キャッシュコーナーの扉、道路標識、民家のブロックなど、いたるところで発見され、市民や職員からの通報が高知市同和・人権啓発課にあいついだ。落書きは、「〇〇〇のAは〇〇のよつ」「〇のよつ」「鬼畜のよつ」など、いずれも黒太字フェルトペンで、Aさんの実名や人物の外見、地名など同じような表現で書かれていた。

通報を受けた同市担当課職員らが懸命に探索した結果、差別落書きの実行者B（三二歳・男性）を発見した。BとAさんは市内の同じ量販店に勤務。新採用二年目のBを先輩Aさんが指導していたが（Aさん談）、Bはいじめとしか受け取れず、Aさんを恨み、憎んでいたというもの。事情聴取で、Bが在学中に学校が荒れた原因を部落の子どもたちであると思い込み、社会に出てからも部落に対するマイナスイメージをもちつづけ、普通の罵りや批判ではなく、Aさんに対するダメージを強くするため「よつ」と書いた、と述べている（被害者Aさんは、部落出身者ではない）。高知市・県による被害届けとAさん自身（と高知市）による告発とともに、高知市はBに対する息の長い啓発指導の取り組みを検討、両者の勤務する量販店にも人権問題に関する協力を要請している。

福岡県立花町で二〇〇三年一二月以来〇九年一月までに四四通もの脅迫等のハガキが送り続けられていることを、本書でも二〇〇六年度版から紹介してきた「立花町連続差別ハガキ事件」は、〇九年七月七日、「被害者」が「自作自演」であったとして、偽計業務妨害罪容疑で逮捕されたことが報じられた。事件の全容・真相はまだ解明されてはいないが、部落解放同盟福岡県連合会と同筑後地区協議会は七月二二日付で「第一次見解とお詫び」を発表している。